

6月定例会

補正予算、条例の改正など
22議案を審議しました

議長に福島ともお議員
副議長に橋本祐一議員が
選出されました

市長提出議案

条例改正等

○行田市税条例の一部を改正する条例 (原案可決)

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、19歳以上23歳未満の大学生年代の親族で一定要件に該当する者を対象として、新たに特定親族特別控除が創設されたことに伴い、個人住民税の所得控除申告義務及び扶養親族等申請書の提出義務について、特定親族特別控除に関する規定を追加するほか、用語の整備を行うものです。

また、現在加熱式たばこの重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定重量以下のものは、紙巻きたばこ1本として換算することについて規定するものです。

○行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止する条例 (原案可決)

本年2月の合同会社DMM.comとの連携協定により、市内5箇所の公共施設にEV普通充電器が設置され、供用を開始したことにより、現

在故障中で復旧のめどが立たない市役所本庁舎等の電気自動車用急速充電設備の利用を終了することから、条例を廃止しようとするものです。



〔主な質疑〕

問 新たに設置した5カ所とはどこか。

答 市役所本庁舎、教育文化センターみらい、総合体育館行田グリーンアリーナ、総合福祉会館やすらぎの里、古代連の里の5カ所である。

問 利用料金の設定は誰が行い、いくらになるのか。また、利用料は誰の収入になるのか。

答 利用料金の設定及び収入は合同会社DMM.comである。金額は、本年1月時点で10分55円、1時間330円であると聞いている。

問 条例の改正ではなく廃止で対応する理由は何か。

答 合同会社DMM.comが設置し



契 約

総合体育館メインアリーナ等
空調設備工事
消防ポンプ自動車
(原案可決)

た普通充電器については、連携協定に基づく行政財産の使用許可により整備されたものであることから、条例による定めを行っていない。一方、市が設置した電気自動車用急速充電設備については、その利用の終了に伴い、設置及び利用に関して定めた条例を廃止するものである。

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する基準の一部を改正する条例 (原案可決)

令和6年12月13日に建設業法が改正されたことに伴い、同法を引用している条例の一部を改正するものである。